

令和8年度三原市インバウンド受入環境整備業務仕様書

1 業務名

令和8年度三原市インバウンド受入環境整備業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

広島空港を利用してゴルフ目的で訪れる韓国人観光客をターゲットとして、本市内での宿泊および滞在時間延長につながるゴルフツアー商品を造成し、地域全体の消費額拡大を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) マーケティング調査

韓国ゴルフ旅行市場の最新動向の分析を行った上で、韓国人観光客の動向を把握するための調査、集計及び分析を実施すること。なお、実施に係る施設等との調整は受託者が主体となり行うこととし、次の内容に留意すること。

ア ゴルフ目的で訪れた韓国人観光客をターゲットにした調査

(ア) 市内のゴルフ場へマーケティング調査の趣旨説明を行い、韓国人の誘客に積極的なゴルフ場を複数選出すること。

(イ) アンケート調査項目を作成し、韓国人観光客を対象とした調査、集計及び分析を行うこと。なお、調査項目については、発注者と十分に協議すること。

イ 広島空港周辺レンタカー会社へのニーズ調査

(ア) 韓国人を含むインバウンド観光客のレンタカー利用状況を把握するための調査を実施すること。

(イ) アンケート調査項目を作成し、調査、集計及び分析を行うこと。なお、調査項目については、発注者と十分に協議すること。

(2) ツアー造成

本市での宿泊や飲食の利用につながる旅行商品を造成すること。造成に当たっては、次の内容に留意すること。

ア 本市への経済波及効果や再訪性を意識した商品設計とすること。

イ 市内事業者（ゴルフ場、宿泊、飲食及び交通事業者等）と適切な連携を図ることとし、必要な事前調整は受託者が主体となって行うこと。

ウ 本市独自の誘客が期待できるキャンペーンを含めること。キャンペーンは、実施スキームが明確であり、次年度以降も継続的に実施できる内容であること。

エ モニターツアーの実施は必須としない。ただし、実施する場合は本事業によるツアー造成に必ず寄与する内容であること。

(3) プロモーション、販売展開

造成されたツアーは、韓国市場へプロモーションや販売展開を行うこと。また、必要に応じて韓国国内販売事業者等との連携を図ること。なお、実施に当たっては次の内容に留意すること。

ア プロモーションはインフルエンサーを活用するなど、効果的な方法とすること。

イ OTA への掲載は必須とし、韓国国内販売事業者等における販売など最も効果的な手段で3か月以上販売すること。

(4) 観光施策の提案

「4 業務内容(1)～(3)」の成果を分析し、広島空港を利用してゴルフを目的に来訪する韓国人観光客について、本市内での宿泊促進及び滞在時間の延長による観光消費額の増加につながる施策を提案すること。なお、提案に当たっては、造成したツアーから収益を生みだし、OTA への継続的な掲載が見込まれる内容とすること。

ア 本事業の定着に向け、観光消費額の増加につながる具体的な誘客促進事業を提案するとともに、その年間スケジュールを明確に示すこと。

イ 必要に応じて、次年度以降の取組について、複数年にわたるロードマップを提案できるものとする。

(5) その他

上記業務を踏まえ、関東圏等の国内観光客に向けた効果的な取組について提案すること。その他、本業務において実現可能な効果的な取組について提案し、市と協議の上実施すること。

5 実施体制

(1) 業務実施体制の構築

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を構築し、各業務の実施に当たっては、責任者を配置し、役割分担及び連絡体制を明らかにすること。

(2) 市内事業者との連携

市内事業者（ゴルフ場、宿泊、飲食及び交通事業者）等との事業実施に、必要な体制を構築すること。

(3) 市との適切な協議

責任者は、本業務の実施に当たって、必要に応じて市とミーティングや必要な打ち合わせを随時行うこととし、協議に必要な資料は受注者が作成すること。

6 計画書・報告書

(1) 年間の事業計画書の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(2) 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、令和9年3月31日までに提出すること。実績報告については、紙（カラー印刷）2部、電子データを提出すること。

（※電子データについては、各調査の回答・集計の元データについて、提供可能な範囲

で提供すること。)

7 その他

- (1) 受注者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受注者は、本業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受注者は本業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず市へ報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保護を厳守すること。
- (5) 受注者から引き渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、市に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。